

中央会 第3回理事会を開催 ～県大会提出議案等を審議～

8月7日（火）、盛岡市のホテル東日本において第3回理事会を開催した。

今回の理事会は、第38回中小企業団体岩手県会の開催及び大会提出議案を主な議題として審議を行った。大会提出議案は6、7月に開催した地区別懇談会での意見・要望を取りまとめたもの。

国に対する要望としては、「復興支援対策（復興工事の発注、金融支援の強化、グループ補助金の拡充、災害廃棄物（ガレキ）の処理）」、「消費税の安易な引上げ反対」、「原子力発電所事故に伴う風評被害対策」、「金融円滑化対策の充実強化」、「省エネ設備導入補助制度の拡充」、「中小商業の活力向上支援の拡充」、「中小企業に配慮した労働・社会保障制度」、「不正取引の排除」、「官公需対策」、「中小企業関係税制対策」を挙げた。



第3回理事会の様子



開会の挨拶を述べる谷村会長

県に対する要望としては、「復興支援」、「官公需対策の拡充・強化」、「産業及び地域振興」とした（下記に掲載）。これらの要望事項は、9月14日（金）に開催する岩手県大会において決議後、県選出国會議員及び岩手県知事に対し要望を行う予定である。

理事会後には「暑気払いの会」を開催し、震災で被災した（株）世嬉の一酒造が製造した「福香（ふくこう）ビール（北里大学海洋バイオテクノロジー一釜石研究所が、国の天然記念物「石割桜」の酵母を培養し、岩手県工業技術センターの協力のもと、（株）世嬉の一酒造が醸造に成功した。）」のほか、（株）菱屋酒造「千両男山フェニックス」、（株）酔仙「RiseUp, KESEN」、赤武酒造（株）「浜娘」を酌み交わした。

【 岩手県に対する要望案 （県大会提出事項） 】

1. 復興支援関係

（1）沿岸部の復興工事の推進

① 今後、沿岸地区における国・県の復興工事の発注が本格化する中、復興工事を推進するためには、内陸部の事業者の支援が不可欠である。その際、内陸からの移動旅費や宿泊費、燃料費の他、例えば砕石等骨材の調達費用や新たに製作するコンクリート型枠費用等の経費を設計書に積算すること。

また、積算価格は実勢価格に迅速かつ適格に反映できるよう、国同様に柔軟に制度の改善を図るとともに、市町村に於いても同様の改善措置がなされるよう指導されたい。

② 岩手県の公共事業設計労務単価は全国的に下位にある。安全安心な地域づくりの実現に欠くことのできない重要な役割を地元中小企業は担っており、その健全経営の維持及び人材確保等の観点からも、妥当な労務単価の設定を行われたい。

③ 復興工事の推進にあたり、本県においては沿岸地域での宿泊場所の確保が今後の重要課題となっていることから、宿泊施設が十分確保できるよう新たに助成制度を設けるなど、思い切った方策を講じられたい。

（2）中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

① 補助金の増額措置

被災地においては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用を期待する事業者の声が依然として多いことから、今年度の更なる予算措置及び来年度以降の継続予算措置を講じるよう、国に強力に働きかけられたい。

② グループ補助金認定事業者への監理の徹底

認定事業者の多くは、国・県等の補助事業実施の経験が少ないことから、補助事業の円滑かつ適正な進捗を図るためにも、補助事業全体に係る監理体制に万全を期されたい。



(3) 被災事業者事業活動支援

土地利用計画やランドデザインの策定は、地元商工業者にとって事業継続の分岐点であり、策定の遅れは地域の経済力を低下させる要因ともなる。土地の嵩上げ等の復旧・復興工事が今後本格化してくるが、その間、土地の用途指定や建築確認等の弾力的な運用に基づく暫定的な施設建設での営業活動を認めるなど、事業者の視点に立った対策を講じられたい。

(4) 観光を呼び水とした沿岸地域の振興

人口流出や雇用の確保難などの問題が山積している沿岸被災地が経済的自律を図るためには、企業誘致とともに、交流人口増加に向けた取り組みによる地域振興策が重要である。

例えば、三陸沿岸部の学術的に貴重な地質や地形を保存し、自然に親しむ・楽しむジオパーク化を図り、ジオツーリズムとエコツアーやグリーンツーリズムとの連携による誘客促進のほか、大津波の経験を語り継ぐ記録・継承のための学びの場としての体験学習等の教育旅行の誘致など、交流人口の拡大による地域産業の活性化が重要である。

このため、「いわて三陸ジオパーク構想」や「三陸復興国立公園構想」などを軸とし、広域の観光資源をつなぐイベント等催事の企画立案、ジオガイド等の人材育成、誘客・プロモーション機能などを担う官民連動のコーディネート組織の整備を図るなど、観光を呼び水とした沿岸地域の振興策を強力に講じられたい。

2. 官公需対策の拡充・強化関係

(1) 地元企業への優先発注、分離・分割発注の推進等

官公需は地域経済の振興のための重要な柱の一つであり、地域経済発展のため、地域の仕事は地域経済の大宗を占めている地元企業への優先発注を推進されたい。特に、地場中小企業とりわけ専門工事業業者が受注できるよう分離・分割発注の推進を図り、また、随意契約制度を積極的に活用するとともに、技能士資格者の雇用を発注条件とするよう発注制度の見直しを図られたい。

(2) 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の積極的活用

国では、「官公需の中小企業への受注機会の確保法」に基づいて受注機会の増大措置や契約目標などの契約方針を毎年度策定している。本県においても、中小企業及び官公需適格組合への受注機会の増大措置や契約目標の設定を行うとともに、発注担当職員への周知徹底を一層強化されたい。

さらに東日本大震災発生時、官公需適格組合とともに中小企業組合等は、ライフライン整備や地域における安心・安全の確保等に多大な貢献を果たしてきたことから、これらの地域貢献活動等を評価し、発注に当たっては官公需適格組合とともに広く事業協同組合等の中小企業組合を積極的に活用されたい。

3. 産業及び地域振興関係

(1) 国際リニアコライダーの積極的な誘致活動

超大型加速器・国際リニアコライダー（ILC）の本県への立地は、長期的に関連産業の集積や雇用創出が期待できる国際的大規模プロジェクトであるとともに、東日本大震災からの復興に大きな役割を果たし、復興後の新しい時代づくりにつながるものであり、立地先の早期決定及び国際的な誘致活動を積極的に展開するよう国に強力に働きかけたい。

(2) 新エネルギー産業等の形成

東日本大震災による大規模かつ長期間の停電や灯油等の燃料不足の経験を踏まえ、太陽光や風力、海洋エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入促進は焦眉の課題である。本県全域を新エネルギー産業の集積地や新エネルギー利用の実証フィールドとして整備し、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の誘致や風力、波力・潮力（海流）等の海洋エネルギー産業群の育成、エネルギーの地産地消をベースにした地域ビジネスの促進など、新エネルギー産業に関する厚みのある産業構造の形成を図り、地元雇用の創出や地場産業の活性化に向けて一層積極的に取り組まれない。

(3) 農商工連携・6次産業化の推進

県内の農林漁業者と商工業者等が連携し、本県農林水産物の高付加価値化に取り組むための新規事業計画等について県独自の認証制度を創設されたい。併せて認証事業計画の実施に際しては、例えば、いわて農商工連携フェンドの優先採択やいわて銀河プラザへの優先出展の措置を講ずるほか、新規支援制度の創設など、本県の豊富な地域資源を活用した産業振興にインセンティブを与える施策を強力に推進されたい。

(4) 観光による地域振興

観光の力を東日本大震災からの復興に活かすべく、「平泉世界文化遺産登録」や「いわてデスティネーションキャンペーン」で培った経験・成果を集大成するとともに、本県観光の一層の振興を図るため、引き続き観光客を全県に誘引できる強力な取り組みを推進されたい。

たい。

港湾復旧工事で「捨石」の需用急増 ―宮古地区採石業協同組合―

被災地の復旧・復興工事に必要な生コンクリートが大幅に不足している。その用途の多くは津波を防ぐ防波堤や防潮堤などの復旧工事だが、同じく港湾整備に欠かせない「捨石（すていし）」の不足についてはあまり知られていない。

「捨石」とは、主に防波堤を支えるために海底にまかれる石のことで、波力を散逸させるために台形状に成型され、防波堤本体となるケーソン（箱状の大型コンクリートブロック）の台座を形成するもの。

この「捨石」を宮古地区で供給しているのは、「宮古地区採石業協同組合（菊地幸得 理事長）」である。組合では「捨石」だけでなく、防波堤の基礎部分を防護する「被覆石（ひふくいし）」やケーソンの重石となる「中詰材（なかづめざい）」など、港湾整備に欠かせない各種資材を提供している。

今回の復興計画において、国・県等から組合に要求されている「捨石」の量は、本年度だけで約 29 万立方メートル（およそ岩手県庁 3.4 個分）だが、組合員の現行設備をフル稼働させても供給できる量は需要量に遠く及ばない状況にある。

この特需を踏まえて新たな設備投資を行えば、現状を上回る供給体制の構築と新たな利益確保が可能となるが、組合員企業はこれに慎重にならざるを得ない。理由は 2 つ挙げられる。ひとつは、震災以前、長期間にわたって厳しい需要低迷を経験したこと、もうひとつは、復旧事業計画が期間的に短いことである。

防波堤は、外洋の大波から港内を守るものとして、港湾施設の復旧においても優先度・重要度が極めて高いものであり、国の計画によると、同市における防波堤工事の完了予定は平成 25 年とされている。一般に事業者が新たな設備投資を意思決定するのは、事業期間を通じて獲得できるキャッシュフローの現在価値が投資コストを上回る場合とされているが、長引く不況を体験した事業者が、投資行動に慎重になるのも無理はない。

以上のことは、地域内の生コン事業者にも共通する問題であり、事業機会と投資リスクとの間で揺れ動くジレンマが供給量確保の阻害要因となっているようだ。

この問題への対応は、言い換えれば、需用と供給が複雑に交差する市場動向を狂いなく見極めることと同義であり、企業経営において最大の課題とも言える。中小企業者による地域経済の発展と活性化を目的とする本会としても、複雑に絡み合った問題点の整理や課題解決に精通した専門家の派遣等を通じて、地域復興に貢献する中小企業を積極的に支援していきたい。



港湾工事の様子（宮古港）



大型の重機が稼働している



生コン不足の打開策として導入されたミキサー船
海上で生コンクリートを製造し、打設作業もこなす。
ただし、従来方式に比べコストは割高となっている。

復興需要 県内への波及効果について ―岩手県板金工業組合―

復旧・復興事業が本格化するなか、県内に波及する影響や経済効果について取材した。今回は「岩手県板金工業組合（小野寺輝夫 理事長）」の佐藤国紘 事務局長からお話を伺った。

● 震災からこれまでを振り返って

私たちの組合は、県全体で 200 以上の板金事業者で組織されていますが、3.11 の震災では沿岸 5 支部で 25 名の事業者が全壊・半壊等の被害を受けました。被災当初は大変ご苦労をされていましたが、全国の同業者の方々などからの励ましを受けて、ほとんどの方が事業を再開しています。私たちの仕事は屋根の板金施工が中心となりますが、機械装備よりも施工者の技術が重要なウェイトを占めますので、そういった意味でも早期の事業再開が可能だったと思います。被災した組合員は、昨年の仮設住宅の施工でも活躍されていました。



お話を聞かせていただいた
佐藤国紘 事務局長

● 県内における業界動向の見通しについて

昨年は、仮設住宅の施工や損害を受けた家々の修繕工事で、沿岸部に大きな需用が発生しました。一時は内陸部の組合員も応援に駆けつけるなど対応に苦慮しましたが、現在は落ち着いています。

ただ、一関市などの内陸南部では、津波被害こそありませんでしたが、地震による建物被害はかなり大きく、今まで施工者不足等で手付かずだった東磐地区などでは工事をこなし切れていない状況です。

現在、沿岸部では、嵩上げや防潮堤などの復旧が整っておらず、土地利用の見通しも不透明な部分がありますが、それらが改善されれば、住宅再建や復興住宅の建設ラッシュが始まると思われます。それが本格化するのには 2～3 年後と見ていますが、被災された方々が一日でも早く元の生活を取り戻していただけるよう、私たちに出来ることを万全に準備していくつもりです。

新生やまだ商店街（協） 創立総会開催される

8 月 28 日（火）、山田町の商業・飲食業・水産加工業者等 17 事業者による新生やまだ商店街協同組合の創立総会が開催された。

設立のねらいとして、東日本大震災による津波で壊滅的な被害を受けた山田町の中心市街地を山田町が防災集団移転事業で買い取った後、組合が土地を賃借し、共同店舗等の組合員店舗を設置するもの。

組合に対し山田町では「元気な街づくり支援事業」として組合事務局員の人件費や一般管理費等の経費のほか、商店街開発の調査研究にかかる経費について支援する予定。

理事長に就任した昆尚人氏（写真業）は「商店主自らが行動し、山田町の商工業の復活につなげたい。そして組合を公的支援の受け皿となりうるようしっかり整えたい」と決意を述べた。



新生やまだ商店街協同組合
創立メンバーの皆さん

『岩手県復旧・復興ロードマップ』の説明会を開催

8月7日（火）本会理事会終了後、本会役員を対象に、岩手県県土整備部技監（道路都市担当）小野寺徳雄氏を講師として「岩手県復旧・復興ロードマップ」についての説明会を行った。

復旧・復興ロードマップは、6月11日に県全体の「総括工程表」を発表していたが、7月25日には、主要インフラ整備事業を市町村ごとに全ての分野を一括して記載した「市町村別工程表」として12市町村ごとにまとめた。ロードマップは、被災者や被災事業者が、今後の生活再建・産業再生等を具体的に検討するため、社会資本の復旧・復興の見通しについて情報提供するもの。

県では、ロードマップに記載されている工程等については、今後、様々な要因により変更等が必要になる可能性があることから、定期的に最新データに更新しながら情報提供を行っていく。市町村別と県全体の両工程表は四半期ごとに最新情報に更新し、次回の見直しは9月を予定している。



講師：県土整備部 技監 小野寺徳雄氏

【ロードマップに関する問い合わせ先】

岩手県復興局（TEL019-629-6935）、岩手県農林水産部農林水産企画室（TEL019-629-5621）、
岩手県県土整備部県土整備企画室（TEL019-629-5846）

【ホームページ】

「いわて復興ネット 復興関連情報ポータルサイト」社会資本の復旧復興ロードマップ

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=39696>

1. 「市町村別工程表」（7月25日公表）の特徴

市町村ごとに全ての分野を一括して記載、全ての事業箇所の市町村内位置図、整備目標及び年度別整備スケジュール（詳細版）等を記載

- (1)市町村と共同で作成し、市町村事業を多数記載。
- (2)市町村ごとに社会資本の主要5分野①海岸、②まちづくり、③復興道路、④復興公営住宅、⑤漁港を一括して記載。
- (3)全ての事業箇所・区域の位置図及び工程表など、より詳細な情報を記載。
- (4)災害公営住宅の整備個数など、総括工程表公表後の最新情報により作成。

2. 「総括工程表」（6月11日公表）との比較

分野名	総括工程表 (6月11日公表)	市町村別工程表 (7月25日公表)
①海岸保全施設	①県が管理する59河川・海岸の整備工程を記載	①136河川・海岸の整備工程を記載 ②市町村管理の海岸を追加
②復興のまちづくり	①市町村別・事業別全体工程を記載	①地区毎の工程（98地区）を記載
③復興道路等	①国が施行する復興道路の全体工程を記載 ②県が施行する復興支援道路、復興関連道路の箇所毎の工程を記載	①復興道路の区間ごとの工程（27区間）を記載 ②復興関連道路に市町村代行事業区間を追加
④災害公営住宅	①66団地、約5,300戸の整備工程を記載	①74団地、約5,600戸の整備工程を記載
⑤漁港	①県が管理する31漁港の整備工程を記載	①108漁港の整備工程を記載 ②市町村管理の漁港を追加

第1回いわて中小企業就職センター試験を開催！

8月6日（月）に第1回いわて中小企業就職センター試験を岩手県民情報交流センター・アイーナにおいて開催した。

受験申込者数は39名、当日受験者数は23名。

受験科目は、3科目実施し、①情報収集能力・分析能力試験（一般教養試験）では、時事・常識問題（国語10、数学5、英語5）20問、経済・経営問題10問、情報技術問題10問 計40問を出題した。

②論理的思考力・論述力試験（論文試験）では、情報収集・分析に加えて、課題をまとめ、課題解決に向けた具体的な方策を論理的に提案し、展開していくことは、中小企業の中核を担う人材に求められる能力であることから、その課題解決能力を判定する目的で、時事問題1問、中小企業問題2問 計3問のうち2問を選択する形で出題。

③コミュニケーション能力試験では、経営資源が相対的に不足している中小企業においては、人間力が最も重要であることから、本試験では、グループディスカッションを通じて、共同で作業を実施し目的を実現するプロセスを試験し、対人コミュニケーション能力等を判定する目的で、パネルディスカッション方式のグループディスカッション試験を実施した。

最高点は、県立大学に在学中の女性で、349点で、上位3名は全て女性という結果となった。



第1回就職センター試験の様子

（1）試験科目及び試験時間（記述試験）

試験科目	出題数	時間数	配点	平均点
①情報収集能力・分析能力	40問	80分	100点	75.6点
②論理的思考力・論述力	3問中2問	120分	200点	151.8点
③コミュニケーション能力	3～4問	45分	100点	74.3点

（2）受験生の属性情報（計23人）

出身大学	受験者数	男性	女性	卒業見込	既卒
富士大学	4人	1人	3人	4人	0人
盛岡大学	3人	2人	1人	2人	1人
岩手県立大学	2人	1人	1人	2人	0人
岩手県立産業技術短期大学校	4人	4人	0人	3人	0人
東北管内の大学	7人	6人	1人	5人	2人
その他大学	2人	0人	2人	1人	1人
その他各種学校	1人	1人	0人	1人	0人
計	23人	15人	8人	18人	4人

9月6日（月）には、求人中小企業に就職を希望する学生に対し、合同面接試験を実施。

学生と各企業との最初の面接試験となり、本面接試験は、原則、就職センター試験の結果にかかわらず、就職を希望する全ての企業と面接できるものとしている。

8月6日時点では、9社11職種に延べ、27人の面接試験の受験希望があり、正式には学生が志望動機シートを8月24日までに本会に提出し、最終的な面接件数が確定する。

第2回目のいわて中小企業就職センター試験は、10月15日（月）を予定している。

6次産業化法の総合化事業計画支援シリーズ(第3回)

本会では、昨年8月に国からの6次産業総合推進委託事業を受託し、岩手6次産業化サポートセンターとしてプランナーを配置し、県内農林漁業者の6次産業化を推進すると共に、六次産業化法に基づく事業計画の認定申請書策定支援を実施している。本会の支援による認定事業計画についての概要を紹介する。

○認定事業者名：

有限会社サンファーム（盛岡市）

○認定事業のテーマ：

ブルーベリー等を活用したオリジナル商品の開発・販売及び”旬”食材の通年提供の実現

○事業計画の概要：

盛岡市内を中心に、農業生産及び食品加工などの事業を行なっている事業者は、特にさくらんぼやブルーベリーの味・品質には定評があり、摘み取りに訪れる家族客、直販・通販を通じた県内外の顧客に人気を博している。

事業では、加工施設の整備を行い、自社生産の加工向けのおうとう（さくらんぼ）、ブルーベリー、りんご、もも等を利用したジャム、乾燥りんご、コンポートの開発・加工と、アイスクリームやロールケーキの加工委託を行うとともに、保存設備の整備により果実の長期保存・通年供給体制を構築し、小売店への卸の他、直売、インターネット通販による加工品の通年販売を行うことにより、長期的な事業の成長を目指すこととしている。



鮮やかなピンク色。「紅の夢」というリンゴのジャム

顧客の健康を志向する経営革新 (株)マーマ食品 —経営革新支援シリーズ(第1回)—

本会では、中小企業支援ネットワーク強化事業などの支援事業を通じて中小企業の経営革新を応援している。本稿では、今年度新たに経営革新計画の認定を受けた企業をシリーズでご紹介する。

(株)マーマ食品（花巻市）は、昭和33年に食品製造者として創業して以来、消費者の食のニーズに耳を傾けながら、和惣菜を中心とした幅広い商品の開発・製造・販売に努めてきたことで、今日まで54年の長きにわたって、花巻地域をはじめ県内外の顧客からの厚い信頼と満足を寄せられている。



新商品「クルミコンにく」は、産学共同研究により、高齢者食、糖尿病食、腎臓病食の食材として、各方面から期待を寄せられている。

製造では、安全・安心で、自然な風味や美味しさを追求するために、化学調味料・保存料・着色料等を使用せずに、天然の昆布や鰹から丁寧にダシを採るなど製法にこだわっている。

本会は、(株)マーマ食品からの要請で、経営革新のテーマ設定、計画作り、申請、承認までの流れを一貫して支援。経営革新テーマである「新商品開発」及び「新分野参入のための直販体制の構築」の先進性や新規性が認められ県から承認された。具体的な内容は、①新商品開発、②医療・高齢者・健康食分野への参入、③首都圏への販路開拓、④直販体制の確立、などである。

これらの取組みによって、お客様の満足度を高めるだけでなく、さらなる地域貢献、持続可能な地域社会の実現に向けた精力的な事業展開に注力していく。



代表取締役の伊藤恒利氏と開発メンバー

第64回中小企業団体全国大会(宮崎大会)及びツアーのご案内

～ 岩手県中央会では、2泊3日のコースを企画しております ～

大会開催日時：平成24年10月25日（木）

14:10～16:40

大会開催場所：フェニックス・シーガイア・リゾート

「シーガイアコンベンションセンター」

（TEL：0985-21-1155）

大会の目的： 本大会は毎年、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の強化を訴え、組合等連携組織を基盤にして中小企業の成長・発展と豊かな社会の実現を期して『組合 絆 日本が一つ』をキャッチフレーズに開催される。



昨年度の愛知大会

ツアー日程： 平成24年10月24日（水）～ 10月26日（金）

本県参加者のための特別ツアーは、主に宮崎市の青島海岸と波状岩、日南市（宮崎の小京都「^{おび}飫肥」等）方面の観光を企画・予定しております。主な行程は次のとおり。

1日目（10月24日 水曜日）：

往路は、花巻空港から名古屋小牧空港と福岡空港乗継で宮崎空港まで。その後は、貸切バスで日南市へ移動し、途中の「堀切峠」では日南海岸随一のフェニックス並木・波状岩など雄大な景色を車窓から展望。次に、鵜戸神宮を参拝した後、ホテル着。

2日目（10月25日 木曜日）：

午前は、宮崎の小京都「飫肥城下町や武家屋敷」などを散策し、昼食後、午後1時からの泉谷しげるの「復興トークライブ」を聞き、午後2時10分からの全国大会に出席した後、青島着。

3日目（10月26日 金曜日）：

午前は、宮崎市の青島神社や鬼の洗濯岩（波状岩）を散策した後、平和台・はにわ公園、宮崎神宮を参拝。帰路は、宮崎空港から羽田空港着。東京駅から新幹線に乗って、岩手に帰着。

詳細につきましては、9月上旬に文書にてご案内の予定。（※旅程は一部変更になる場合があります。）

お問い合わせは、担当：市場開発部 TEL：019-624-1363 まで。

第38回 中小企業団体岩手県大会開催のご案内

9月14日（金）、第38回中小企業団体岩手県大会を、盛岡市のホテル東日本にて開催します。

本大会は、県内中小企業組合の代表者が一堂に会し、中小企業者の声を内外に表明し、中小企業経営の維持と拡大、中小企業活動の高揚と組織化理念の発揚並びに団結の強化を図り、中小企業の安定と繁栄を図り、本県経済の均衡ある発展に寄与することを目的に開催するものです。

また、同日行われる表彰では、岩手県商工業表彰（知事表彰）として個人・団体の他、中央会会長表彰として優良組合表彰、組合役職員を対象とした組合功労者表彰、優良青年部表彰が予定されています。大会参加費は無料、記念パーティーに参加の方は1名につき6,000円です。

組合員の皆様にもご勧奨の上、多数ご出席下さいますようお願い申し上げます。

改正労働契約法の概要について

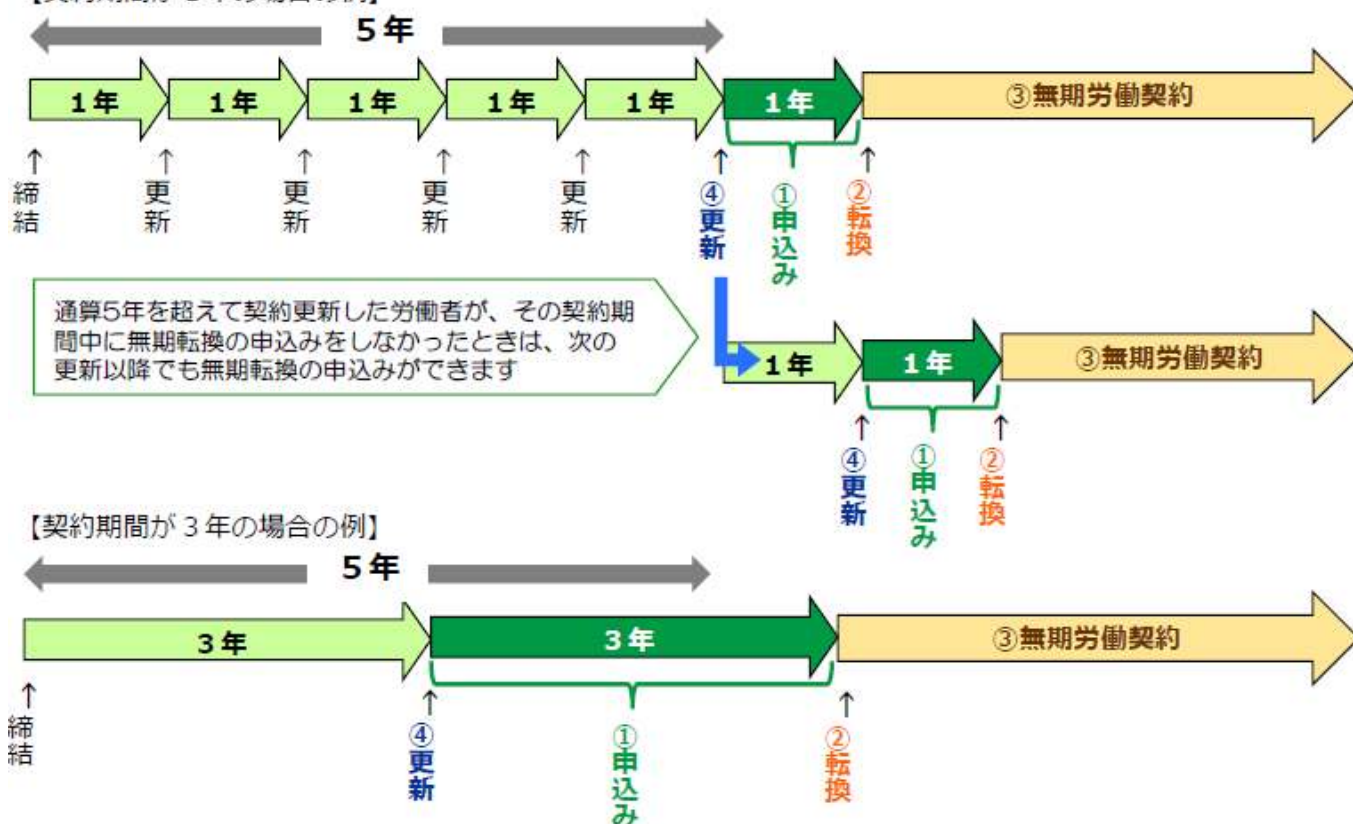
「労働契約法の一部を改正する法律」が8月10日に公布された。今回の改正では、パート労働・派遣労働など、いわゆる正社員以外の労働形態である「有期労働契約」について3つのルールが新たに追加されることになった。以下にその概要を掲載する。

I. 無期労働契約への転換（施行期日：公布日から1年以内に政令で定める日）

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換する。

※ 5年のカウントは、このルールの施行日以後に開始する有期労働契約が対象。施行日前に既に開始している有期労働契約は5年のカウントに含めない。

【契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】



①申込み…現在の有期労働期間中に、通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができる。

②転換…①の申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立する。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からとする。

①の申込みがなされると③の無期労働契約が成立するので、②時点で使用者が雇用を終了させようとする場合は、無期労働契約を解約（解雇）する必要があるが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合」には、解雇は職権濫用に該当するものとして無効となる。

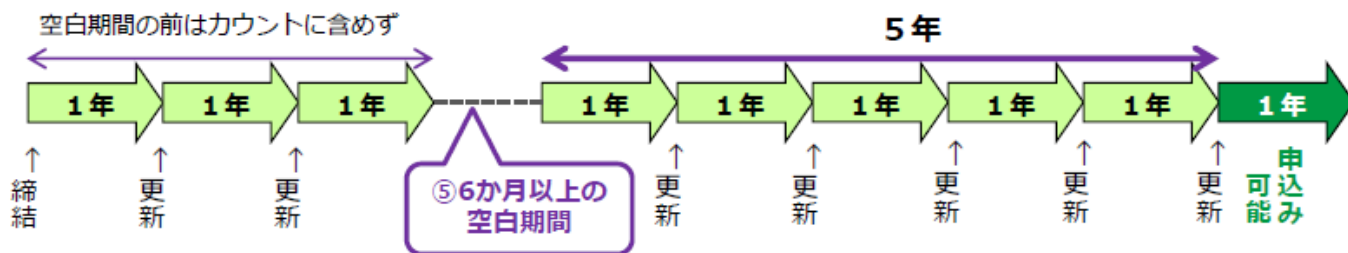
③無期労働契約…無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となる。別段の定めをすることにより、変更は可能。

「別段の定め」とは、労働協約、就業規則、個々の労働契約（無期転換に当たり労働条件を変更することについての労働者と使用者との個別の合意）が該当する。

なお、無期転換に当たり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものとされない。

④更新…無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできない。

「通算5年」の計算方法について（クーリングとは）



⑤空白期間…有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間（同一使用者の下で働いていない期間）が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は5年のカウントに含めない。これをクーリングという。

〔 上図の場合のほか、通算対象の契約期間が1年未満の場合は、その2分の1以上の空白期間があれば、それ以前の有期労働契約は5年のカウントに含めない（詳細は厚生労働省令で定める）。 〕

Ⅱ. 「雇止め法理」の法定化（施行期日：平成24年8月24日【公布日】）

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了する。これを「雇止め」というが、雇止めについては、労働者保護の観点から、過去の最高裁判例により一定の場合にこれを無効とする判例上のルール（雇止め法理）が確立している。

今回の法改正では、雇止め法理の内容や適用範囲を変更することなく、労働契約法に条文化された。

対象となる 有期労働契約	次の①、②のいずれかに該当する有期労働契約が対象となる。 ① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの。 ★最高裁第一小法廷昭和49年7月22日判決（東芝柳町工場事件）の要件を規定したもの ② 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められたもの。 ★最高裁第一小法廷昭和61年12月4日判決（日立メディコ事件）の要件を規定したもの
要件と効果	上記の①、②のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められない。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新される。
必要な手続	条文化されたルールが適用されるためには、労働者からの有期労働契約の更新の申込みが必要（契約期間満了後でも遅滞なく申込みをすれば条文化されたルールの対象となる）。ただし、こうした申込みは、使用者による雇止めの意思表示に対して、「嫌だ、困る」と言うなど、労働者による何らかの反対の意思表示が使用者に伝わるものでも構わないと解される。

Ⅲ. 不合理な労働条件の禁止（施行期日：公布日から1年以内に政令で定める日）

同一の使用者と労働契約を締結している、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止するルール。

対象となる 労働条件	一切の労働条件について適用される。 賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれる。
判断の方法	労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、 ①職務の内容（業務の内容および当該業務に伴う責任の程度） ②当該職務の内容および配置の変更の範囲 ③その他の事情 を考慮して、個々の労働条件ごとに判断される。

『ウルトラD宮古 2012』スタートアップ研修会開催

本会では、商店街等を形成する個店の魅力向上のため販促・売場・商品・接客等の強化を図り、中心市街地活性化に向けて、平成 17 年より成功店モデル創出・波及事業(通称：ウルトラD)を実施しており、これまで対象となった店舗は、高い成果が得られてきた。

本年度も昨年度と同様、宮古市より予算措置を受け本会が実施。専門家にはウルトラDの提唱者である中小企業診断士 高橋幸司氏を招聘。

8 月 24 日のスタートアップ研修会を皮切りに、臨店指導を希望する店舗を公募選定し、3 店舗を対象に 9 月から 11 月までの 3 ヶ月間、高橋幸司氏による現地指導及びサークル研修(参加店舗全体会議)を実施する。その間、月毎の売上額・客数・客単価の 3 項目について、前年実績と比較・検証するほか、各店舗は月初に目標をシートで提出し、月末にその行動内容と成果について報告、専門家から深く切り込んだアドバイスを受けられる。また、臨店指導終了後には、対象店舗による「成果報告会」を 1 月(予定)に開催し、ウルトラDを通じて得られたノウハウと成果について発表し、その普及を図ることとしている。事業実施期間中は「通信コンサルティング」による随時相談やメール・ファックスでのアドバイスが受けられるなど、その指導内容は密度の濃いものとなっており、元気な個店の創出、商店街復興、更に市街地全体への波及が期待されている。



高橋幸司氏による講演の様子

中小企業組合士とは ―中小企業組合検定試験のご案内―

中小企業組合士とは…

中小企業組合検定試験に合格し、組合等での実務経験が 3 年以上ある方に与えられる称号です。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われます。

現在、全国で約 3,300 名の方が、中小企業組合士として組合(事業協同組合、商工組合、信用組合、火災共済協同組合、企業組合、協業組合など)はもちろん、商工組合中央金庫、中央会等それぞれの分野で活躍しています。組合士は組合運営のエキスパートです。

組合役員の方へ

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。中小企業組合士は組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。

【平成 24 年度中小企業組合検定試験概要】

- **試験科目** 「組合会計」「組合制度」「組合運営」
一部の科目について合格した場合は、その後 3 年間はその科目の受験が免除されます。
- **試験日** 平成 24 年 12 月 2 日(日)
- **試験地** 札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江ほか
- **受験料** 5,000 円(一部科目免除者は 3,000 円)
- **受験申込** 願書をお送りしますので、本会 統括支援センター(Tel.019-624-1363)までご連絡下さい。
- **願書受付期限** 平成 24 年 10 月 15 日(月)
- **合格発表** 平成 25 年 3 月 1 日(金)

～ 会 員 情 報 ～

東北ブロック自動車整備協業協同組合連絡協議会

千厩自動車整備事業協同組合
(千葉栄太郎 理事長)

8月23日、県内の自動車整備組合が加盟する東北ブロック自動車整備協業協同組合の連絡協議会が、ホテル紫苑（盛岡市）で開催された。会議では役員改選が行われ、次期会長には、千厩自動車整備事業（協）の千葉栄太郎 理事長が就任。本会ほか東北運輸局、県自動車整備振興会から来賓が出席し、盛会裏に会議は終了した。

また、会議終了後には、本会の支援による講習会（講師：㈱自動車情報センター 白柳孝夫 氏）が行われた。



祝辞を述べる平澤専務

産直センターひがしやま 一関市と災害協定

協同組合産直センターひがしやま
(前田眞 会長)

一関市は、東日本大震災の際、病院に食料を供給するなどの実績を評価して、同組合と災害協定を締結した。

組合では、食料品を貯蔵する倉庫や惣菜やレトルト食品などの加工設備のほか、発電機も所有しており、震災により物流が途絶えた中、病院の依頼を受けて食料を提供したことで地域内での存在感を高めた。なお、同市が産直施設と協定を結ぶのは初めてのことである。

※ お問い合わせ：日頃様々な活動をしている組合情報を中央会にお知らせ下さい(担当：統括指導センター池田)

TEL:019-624-1363

改正高年齢者雇用安定法 成立

希望者全員を65歳まで再雇用することを企業に義務付ける「改正高年齢者雇用安定法」が、8月29日の参院本会議で成立し、平成25年4月1日から施行となる。来年の4月に男性の厚生年金の受給開始年齢が61歳に引き上げられるのに伴い、賃金や年金の支給がない空白期間を回避することが目的とされている。概要は以下のとおり。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

継続雇用制度の対象となる高年齢者につき、事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止する。

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。

5. その他

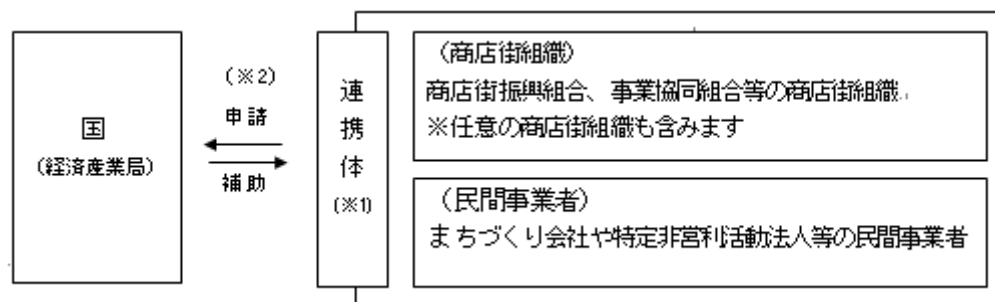
厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

地域商業再生事業(補助金)の第2次募集を開始(中小企業庁)

1. 概要

地域商店街のコミュニティ機能再生によって地域の活き活きとした商店街が再生されることを目的として、地域住民の規模・行動範囲や商業量、地域住民が商店街等に求める機能などを精査し、まちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と商店街組織が一体となって実施される、まちづくり計画と整合的な取組みを支援する事業です。

2. 補助スキーム



(※1) 商店街組織と民間事業者との連携により実施する事業であることが必要。

(連携体を組織する商店街組織や民間事業者は、それぞれ複数であっても構わない。)

(※2) 連携体を組織する商店街組織と民間事業者との連名により申請。

【補助率】 2／3以内

【補助額】 1. 地域状況調査分析事業 上限：500万円 下限：100万円

2. コミュニティ機能再生事業 上限：2億円 下限：100万円

(一商店街あたりの額。複数の商店街で実施する場合は最大5億円)

3. 補助対象事業

商店街組織と民間事業者とが共同して実施する新たな取組であって、地域コミュニティの機能向上・再生に向けた以下の事業を補助対象とします。

(1) 地域状況調査分析事業

商店街において地域コミュニティの機能向上・再生に向けた取組を行うにあたり、その取組内容が、地域に必要とされるコミュニティの機能に合致するものであることに加え、施設・サービス等の利用者数、採算性等の観点から、当該商店街において、地域が自立的に取り組むべき事業であることを特定するために必要な調査・分析事業。

(2) コミュニティ機能再生事業

① コミュニティ機能再生施設等整備事業

「(1) 地域状況調査分析事業」の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果も含む)に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティ機能の向上・再生に資する施設等を整備する事業。

② コミュニティ機能再生支援事業

「(1) 地域状況調査分析事業」の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果も含む)に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティ機能の向上・再生に資する事業(施設等の整備事業を除く)。

4. 応募方法

申請関係書類を下記からダウンロードし、平成24年10月9日(経済産業局に17:00必着)で提出して下さい。中小企業庁のHP：<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2012/0824Saisei-2th.htm>

(お問い合わせ先)

東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 TEL：022-221-4914

景況は先行き不安を抱える(平成 24 年 7 月)

〈全体の概要〉

7 月は、猛暑による消費動向の変化が出ている。また、沿岸部の建設業の人手不足も顕在化、復興事業の動きに遅れが出始めている。また、内陸部の公共工事が減ってきており資金繰りに不安感。中小企業の景況は、依然として続く円高によるコストダウン要請や取引先の海外生産・調達が増大することによる受注減少への懸念、消費税率増税等、先行きに不安を抱える状況が続いている。

◆ 漬物製造業

土産品の売上げが伸びている状況が見られた。

◆ 菓子製造業

アメリカ中西部の猛暑による干ばつでとうもろこし・大豆が不作。原材料等の価格高騰が不安視される。

◆ めん類製造業

売上、収益共に悪化。復興再建に遅れが見られ、更に厳しい環境になっていくと思われる。

◆ 一般製材業

建材を中心に動きはあるが製材品は鈍く、プレカッとは受注が多く忙しい状況。また、復興住宅は全体的にはまだ動きが少なく、用地の確定待ち。

◆ 生コンクリート製造業

沿岸地区では供給が間に合わない状況である。

◆ 鋳鉄铸件製造業

円高による空洞化並びに震災復興の遅れにより産業機械铸件部品等の生産量は減少している。

◆ 金属製品製造業

工場稼働率には企業間格差が見られる。受注価格は小型物件には値戻し傾向が見られるが、大型物件は過当競争が激しく依然として厳しい状況。

◆ 一般機械器具製造業

依然として受注量・売上高のリカバリーが出来ず、受注環境はますます厳しくなっている。

◆ 野菜果物卸売業

野菜果物とも取扱量が大幅に伸びたが、単価が下回り収益は伸び悩む。

◆ 食肉小売業

牛肉の落込みは代替の輸入牛・豚肉・鶏肉の拡大につながったが、販売単価の違いにより売上高のカバーとはならなかった。

◆ 家庭用機械器具小売業

気温の上昇と共に冷蔵庫・エアコン等の夏物商品の動きが活発になり総需要の押上げに貢献した。

◆ 野菜・果物小売業

一般小売店での消費動向が鈍く、暑さも加わり、食べ物の変化が感じられる。お中元、ギフト関係は全く停滞している。

◆ 商店街(久慈市)

商店街への集客はあるものの、消費者の財布の紐は固く。売上が低迷している。

◆ 旅行業

各地で夏まつりやイベントなどが復活。集客に期待している。

◆ 電気工事業

沿岸部、仕事はあるが人手不足。その他は横ばい。

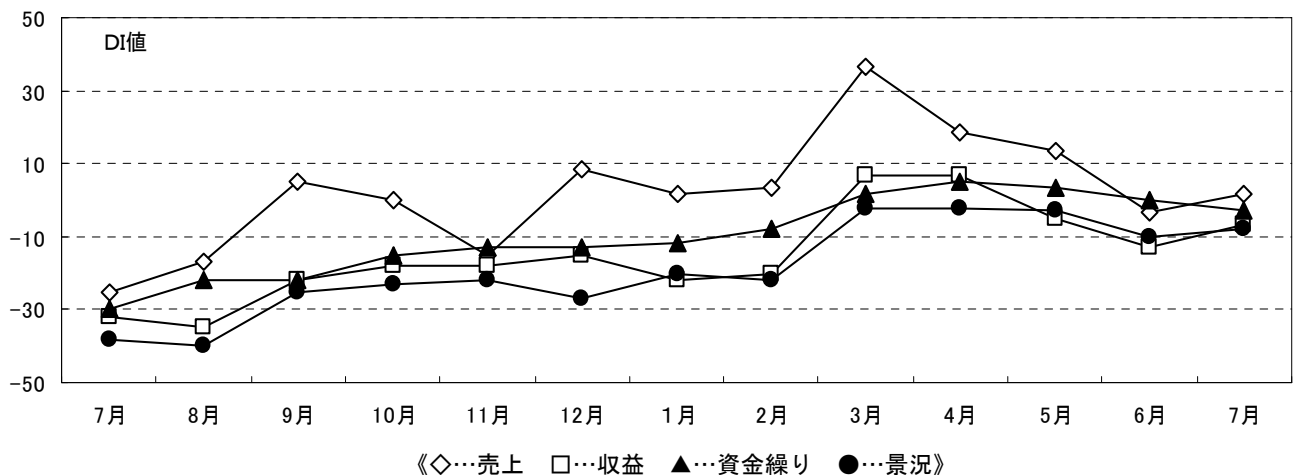
◆ 塗装工事業

沿岸部の工事の増加で、内陸部の業者が多数受注しているが、宿舎不足のため苦慮している。

◆ 土木工事業

内陸部、公共工事が少なく徐々に資金繰りに不安。業者に値上げ交渉を開始、非常に難しく環境は悪化している。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D I の推移グラフ (H23 年 7 月～H24 年 7 月) ●



※DI 値=Diffusion index の略:「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。

平成 26 年 1 月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象が拡大されます。

個人の白色申告者のうち前々年度分あるいは前年度分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が 300 万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成 26 年 1 月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧下さい。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

～ お知らせ ～ 組合の紹介記事や広告を募集中！！

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報(広告)など、掲載してみませんか。情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。

なお、組合紹介やイベント情報の掲載は無料ですが、製品情報(広告)掲載希望の場合は、下記の広告料金が発生いたします。詳しくは本会 統括指導センター 池田 までお問い合わせ下さい。

広告掲載料金及び期間

広告サイズ	新規申込料金			スポット料金
	6 回掲載	10 回掲載	1 回当りの金額	1 回当り
A 4 : 1 / 12 頁	—	30,000 円	3,000 円	—
A 4 : 1 / 4 頁	42,000 円	70,000 円	7,000 円	8,500 円
A 4 : 1 / 2 頁	54,000 円	90,000 円	9,000 円	10,500 円
A 4 : 1 頁	72,000 円	120,000 円	12,000 円	13,500 円

◆主要日誌◆ (8 月 1 日～ 8 月 31 日)

◎中央会主催事業

- 8/6 第 1 回中小企業就職センター試験
- 8/7 第 3 回理事会
- 8/23 第 1 回いわて人確定着支援セミナー(企業向)
- 8/24 ウルトラ D 宮古 2012 スタートアップ研修会

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 8/2 貸付審査委員会
- 8/3 6 次産業サポートセンター会議
- 〃 岩手県共同募金会評議員会
- 8/7 総会:花巻市商店街振興組合協議会
- 8/8 市町村別ロードマップ等の説明と
事業者団体との意見交換
- 〃 岩手県女性経営者発展支援会議

- 8/21 原発放射線対策連絡会議
- 〃 新しい公共支援事業運営委員会
- 8/22 県央地場産業振興研究会
- 8/23 総会:東北ブロック自動車整備協業協同組合
連絡協議会
- 8/24 岩手県の復興事業に関する事業者団体との
意見交換会
- 〃 貸付審査委員会
- 8/28 新生やまだ商店街(協)創立総会
- 8/29 西和賀町 6 次産業プロジェクト支援会議
- 8/30 いわてデスティネーションキャンペーン推進協議会
運営幹事会
- 〃 最低賃金審議会特別小委員会